

公益社団法人新潟県助産師会細則

第1章 総 則

(細則の目的)

第1条 この細則は、公益社団法人新潟県助産師会（以下「本会」という）の運営に必要な事項を定める。

(地区の区分)

第2条 本会は、新潟県内を次の10地区に区分し、地区活動を実施する。なお活動内容によっては2ブロックで連携して活動することができる。

上越ブロック：上越地区、柏崎地区、十日町地区

中越ブロック：南魚沼地区、魚沼地区、長岡地区、燕・三条地区

下越ブロック：新潟地区、新発田地区、佐渡地区

(各地区助産師会の運営及び会長の役割)

第3条 各地区助産師会の活動は、各地区助産師会の会則によって運営し、地区会長が総括する。また会長は地区の代表となり、本会との連携を図る。

2 本会の活動は、必要に応じ日本助産師会の連携において実施する。

第2章 会 員

(会員)

第4条 正会員は、本会を経由して日本助産師会の入会手続きをとり、その会員となる。

2 正会員は、就業地又は居住地の地区助産師会に所属する。

(入会の手続き)

第5条 正会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める入会金、当該年度の会費を添えて、会長に提出しなければならない。

2 入会者があった時は、会員名簿に登録すると同時に会員証が交付される。

3 賛助会員になろうとする助産師以外の個人・助産師学生および団体は、入会申込書に当該年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。

(退会の手続き)

第6条 会員が退会しようとする時は、退会届に会員証を添えて会長に提出しなければならない。

2 会員が退会した時は、会員名簿から削除する。

(会員の移動)

第7条 会員は住所または就業地および就業施設等変更した時は、変更届を会長に提出し

なければならない。

- 2 変更届を受理した場合は、会員名簿の変更箇所を訂正する。
- 3 都道府県からの転入届があった時は、日本助産師会会員証の提示と（当会の年会費）（当会の入会金）を徴収し、会員名簿に登録すると同時に本会の会員証に変更し交付する。

第3章 会費

（会費および入会金）

第8条 会費は総会において決定する。

- 2 正会員の年会費は、10,000円、新入会員は入会金、5,000円を納入する。
- 3 賛助会員の年会費は、個人5,000円、学生2,000円、団体10,000円とする。
- 4 一旦納付した会費は、事由の如何を問わず返還しない。

（納付方法）

第9条 会費の納入は、原則として指定口座からの自動引き落としとする。

- 2 入会時に振り込み手続きを行う。

（納付期限）

第10条 継続会員の年会費は、原則として毎年2月25日とし、同日に翌年度分を指定口座から自動引き落としとする。ただし、新入会員の会費納入期日はこの限りでない。

第4章 総会

（総会の開催期日）

第11条 通常総会は、毎年5月に開催する。

但し、理事会において必要があると認めるときは期日を変更することができる。

（総会の議事事項）

第12条 通常総会議事事項は、定款のとおりとする。

- （1）報告事項：理事会報告、財務報告、常任委員会報告、特別委員会報告、監査報告
- （2）決議事項：その他法令、定款で定めた事項

第5章 選挙

（選挙管理委員会）

第13条 総会に選挙管理委員若干名で構成する選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員は、会長が投票前に正会員の中から委嘱し、これを総会の出席会員に報告する。

(候補者の推薦)

第14条 役員候補者及び推薦委員の推薦は、推薦委員会が正会員の中から推薦する。

2 前項のほか出席会員は、議場において候補者を推薦することができる。ただし、本人の承諾を得なければならない。

(候補者発表)

第15条 推薦委員長は、投票開始前に前条により推薦された候補者を発表する。

(投票時間)

第16条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第17条 投票は、単記または連記とし無記名で行う。

(投票の省略)

第18条 選挙する役員の候補者が、定められた人数内の場合、出席会員の承認を得て投票を省略して選任することができる。

(当選)

19条 有効投票の再多数をもって当選者とする。ただし、得票数が同数であるときは、議長が抽選でこれを決定する。

第6章 役員

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----|--------|--------|
| (1) 会長 | 1名 | (代表理事) | |
| (2) 副会長 | 2名 | (常任理事) | 業務執行理事 |
| (3) 総務 | 2名 | (常任理事) | |
| (4) 財務 | 2名 | (常任理事) | |
| (5) 監事 | 2名 | | |

2 各地区の会長は地区理事として、理事会に出席する。

(役員改選)

第21条 本会の円滑な運営と職務執行の継続を図るため、役員を半数交代とする

2 役員改選は、会長及び西暦偶数年次に選任の副会長、総務、財務並びに監事それぞれ1名を西暦偶数年次、西暦奇数年時に選任の副会長、書記、会計並びに監事それぞれ1名を西暦奇数年改選することとする。

第7章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、常任理事及び地区理事で構成する。

(職務)

第23条 理事会は法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 定款第4条に関する事項
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 各地区助産師会との連携に関する事項
- (5) 財産の処分及び譲り受け、多額の借財
- (6) 事務所その他重要な組織の決定、変更及び廃止
- (7) 重要な使用人の選定及び解任
- (8) その他

(招集)

第24条 理事会は、会長が年4回以上これを招集する。

- 2 理事会を招集する時は、日時、場所、議題、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。
- 3 理事会は、理事総数の半数以上の出席をもって成立し、会長が議長となる。

(決議)

第25条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において議長は、理事として決議に加わる権利を有しない。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第8章 常任理事会

(構成)

第26条 常任理事会は次の役員で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 総務担当理事
- (4) 財務担当理事

(職務)

第27条 常任理事会は次に掲げる事項を行う。

- 2 本会の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
- 3 本会の目的を達成するため、別に定めるところにより、業務を分担執行する。
- 4 理事会から緊急を要する事項を委任された場合は、その委任事項を行う。なお、委任された事項の結果は次の理事会で報告しなければならない。

第9章 委員会

第28条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 規約委員会
- (2) 教育委員会
- (3) 調査委員会
- (4) 安全対策委員会
- (5) 災害対策委員会
- (6) 子育て・女性健康支援事業運営委員会
- (7) 推薦委員会

2 第1項の各号に掲げる委員会のほか、会長が必要と認めるときは特別委員会を置くことができる。

(委員会の委員)

第29条 委員会の委員は、理事会において決定する。

(委員会の招集と運営)

第30条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の互選により決定する

(委員の任期)

第31条 委員の任期は、2年とし再任できるが最長6年とする。ただし、推薦委員の任期は、1年をもって終了する。

(委員の任務)

第32条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 規約委員会
 - (公) 新潟県助産師会定款及び細則の適正を検討する。
- (2) 教育委員会 会員の教育に関する事項
- (3) 調査委員会 会員の活動状況に応じた調査・研究事項
- (4) 安全対策委員会 医療安全対策の推進と担当者の養成に関する事項
- (5) 災害対策委員会 災害活動に関する事項
- (6) 子育て・女性健康支援事業運営委員会 子育て・女性健康支援事業に関する事項
- (7) 推薦委員会 理事及び監事の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項

- 2 特別委員会は、専門事項に関し諮問又は付託された事項について、その大綱を立案して理事会に提出、決定後はその実施を担当する。

第10章 細則の変更

第33条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を経るものとする。

(付則)

この細則は、規則施行平成24年12月10日から実施する。